

ID: 196

担当部署: 健康福祉部 こども未来課 こども福祉係

処分の概要	入所の許可		
例規名 根拠条項	名寄市へき地保育所条例施行規則 第3条		
例規番号	平成18年規則第83号		
<p>【根拠条文】 (入所措置) 第3条 へき地保育所に児童を入所させようとする者は、へき地保育所入所申請書(別記様式第2号)を市長に提出して、許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文、名寄市へき地保育所条例第3条及び第3条の2の規定による。 (入所基準) 第3条 へき地保育所への入所基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) 保護者が労働に従事するため、保育に欠けるもの (2) 前号以外で市長が保育を要すると認めるもの (入所の制限) 第3条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、へき地保育所に入所させないものとする。 (1) 保育児童が感染性又は悪質の疾患により他の保育児童に感染するおそれがある場合 (2) 前号に掲げる場合のほか、市長がへき地保育所の管理運営上支障があると認める場合</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	平成30年6月15日